

平成 31 年（2019 年）4 月 8 日

指定障害福祉サービス事業所の長
指定障害者支援施設の長 様
指定障害児通所支援事業所の長
指定障害児入所施設の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る告示の改正について（通知）

日ごろより県の障がい福祉行政に対しご支援・ご協力いただき感謝申し上げます。

サービス管理責任者については、平成 18 年厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」により要件が定められおり、児童発達支援管理責任者については、平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」により要件が定められているところですが、平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 109 号及び第 110 号により当該告示の一部が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の内容については、別添告示のとおりとなっております。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について整理した資料をお送りしますので参考にしてください。

（主な改正点）

- 1 サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図る。
- 2 更新研修を創設し、現任者についても 5 年ごとに支援の質の維持・向上を図る。旧体系研修受講者は、令和 5 年（2023 年）度末までに更新研修の受講が必要になる。
- 3 平成 30 年度までのサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなし、全分野のサービスに従事可能になる。
- 4 直接支援業務の実務要件が、10 年から 8 年に緩和される。
- 5 事業開始後 1 年間は、実務経験を満たす者を研修修了の要件を満たしている者とみなす規定について、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了する。

長野県障がい者支援課施設支援係
（課長）高池 武史 （担当）荻原 拓哉
電 話 026-235-7149（直通）
F A X 026-234-2369
電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp